

各障がい福祉サービス等事業所 }
各障がい児入所施設 } 管理者 殿

福岡県福祉労働部障がい福祉課長

緊急事態宣言の期間延長に伴う障がい福祉サービス等事業所及び障がい
児入所施設の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」後の事業所の対応については、令和2年4月13日付け2障第188号福岡県福祉労働部長通知においてお示してきたところですが、今般、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、緊急事態措置の実施期間を5月31日まで延長することとなりましたので、引き続き上記通知に基づく対応について、御協力くださいますようお願いいたします。

福岡県福祉労働部障がい福祉課
障がい福祉サービス指導室 指導係
電話：092（643）3312
FAX：092（643）3304
Mail：shiteishidou@pref.fukuoka.lg.jp